

家畜人工授精用精液等の保存・譲渡の際は 家畜人工授精所の開設が必要です！！

家畜人工授精所の開設許可の受けていない農家による
家畜人工授精用精液・受精卵の保存・譲渡は法律で禁止されています

令和2年4月の家畜改良増殖法の改正で以下の通り明記されました。

- ・ 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液等の保存禁止（12条第2項）
※学術研究及び自己飼養の雌に注入または移植する場合は除く
- ・ 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液等の譲渡禁止（14条第3項）

該当する方は家畜保健衛生所へ家畜人工授精所開設許可申請を行ってください



申請先・お問い合わせ先	電話
北部家畜保健衛生所（宝達志水町以北）	0767-68-3636
南部家畜保健衛生所（かほく市以南）	076-257-1262
石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623